

社会福祉法人みやま市社会福祉協議会常務理事及び事務局長 の報酬規程

制定	平成19年1月29日（規程第3号）
改正	平成20年3月27日（規程第3号）
改正	平成24年3月26日（規程第1号）
改正	平成26年1月22日（規程第3号）
改正	平成28年5月26日（規程第3号）

（趣旨）

第1条 社会福祉法人みやま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事及び事務局長（以下「常務理事等」という。）の報酬・給与は、「社会福祉法人みやま市社会福祉協議会の会長・常務理事報酬及び役員・評議員・委員の費用弁償又は、旅費の支給に関する規程」第2条第1項2号及び「社会福祉法人みやま市社会福祉協議会事務局職員給与規程」よりこの規程を定める。

（給与）

第2条 本会の常務理事等の給与の種類は、報酬、給料、諸手当とする。

（給与額）

第3条 常務理事及び事務局長の報酬額または給料額は、次のとおりとする。

- 2 常務理事及び事務局長の報酬額は、みやま市職員の給与に関する条例（平成19年みやま市条例第50号。）別表第1の給料表のうち、再任用職員の欄に掲げる3級の給料月額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、短時間勤務となる常務理事及び事務局長の報酬額はみやま市再任用短時間勤務職員の例により支給する。
- 4 60歳未満の事務局長の給与は、「社会福祉法人みやま市社会福祉協議会事務局職員給与規程」による。
- 5 前項に掲げる給与の額が、本会の運営に重大な影響があるときは、理事会の承認を得て会長が別に定める。

（諸手当）

第4条 常務理事等の諸手当は、「みやま市職員の給与によるに関する条例」に規定する再任用職員の例により支給する。

（福利厚生）

第5条 社会保険、厚生年金、及び雇用保険、労災保険を加入する。

（退職手当）

第6条 常務理事等の退職手当は支給しない。ただし、60歳未満の事務局長は、60歳に到達した年度の3月31日日付で退職扱いとし、「みやま市社会福祉協議会職員の退職手当支給規程」により支給する。

（派遣職員）

第7条 みやま市からの派遣職員については、「みやま市職員の給与に関する条例」により支給する。

第8条 この規程に定める以外は、本会が定める規程等による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条の「常務理事兼事務局長の報酬」は平成19年6月30日までは、「事務局長の給与」に読み替える。
- 3 経過措置として平成19年1月29日から同年3月31日までは、合併前の瀬高町・山川町・高田町社会福祉協議会職員給与規程による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。